

申入書提出 雇用の安定確保に向け

2016年度活動方針決定をふまえ



申入書を手交する田畑委員長

●NTT西日本九州ブロック・グループ各社
 「申入書」提出にあたり、田畑委員長は、「熊本地震」への迅速な対応などに感謝を述べた上で、安定的な経営基盤の確立に向けては、九州カンパニーの主体性を持った検討と論議を要請する、人員政策への対応については、中・長期人員政策の方向性をふまえ、時間軸も意識した対応を求める、安全労働については、あらゆる事故の根絶に向け、再度、労使で知恵を出し

8月24日、25日の両日、九州総支部第4回定期大会において決定した2016年度活動方針をふまえ、対応する各社に対し「申入書」を提出した。



8月伝



発行所
 NTT労働組合九州総支部

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-2-28

TEL 092-714-8296
 FAX 092-461-2242

発行責任者
 田畑忠治
 編集責任者
 久保里美

合う必要がある——など
 の見解を示し、今後
 も労使信頼関係のもと
 真摯な論議を行なって
 いきたいと述べた。
 これに対し会社側か
 ら、「熊本地震」発生
 以降、通信設備の復旧
 への対応はもとより、
 被災された
 組合員・社
 員等への支
 援をはじめ
 とした各種
 取り組みに
 対する感謝
 を述べた上
 で、安定
 的な経営基
 盤の確立に
 向けて、め
 ざすべき方
 向性として
 「九州カン
 パニー中期
 ビジョン」
 を策定した

旬感



副委員長(大分エリア) 藤本雅史

飲酒運転しない・させない・許さない

九州総支部は、8月23～24日に第4回定期大会を開催し、この1年間の取り組みを総括するとともに2016年度活動方針を満場一致決定した。組合員の皆さんの結集を改めてお願いしたい。

さて、福岡市東区の海の中道大橋で、酒に酔った当時福岡市職員が運転する車に追突され幼い3人の命が失われて10年が経過した。事故の概要については、皆さんもご存知であろうが、この事故により、飲酒運転による事故などが重大な社

会問題となり、道路交通法が改正され、酒酔い・酒気帯び運転をした運転者だけでなく、酒類を提供した者、同乗者などへも罰則が適用されるきっかけとなった。

しかし、その後も北海道や東京などでも飲酒運転による死亡事故が発生しており、未だに飲酒運転は後を絶たない。

職場から、飲酒運転のみならず、飲酒に関する事故や不祥事は絶対に発生させないよう今一度皆で誓い合いたい。

「申入書」提出にあたり、田畑委員長は、新病院開業後の中・長期的な病院の安定経営に向けた各種施策の展開については、労使信頼関係のもと、論議していくよう要請する——
 これに対し創起会か

りも優先すべきものであり、引き続き、安全意识の向上に向け、取り組みを展開していくなどの見解が示された。

医療法人創起会

「熊本地震」による病院経営に与える影響は非常に大きい。新病院建設は進んでおり、地震後の対応を行ないつつ新病院での新たな取り組みも検討している。今後も組合の協力をお願いしたい——などの見解が示された。



創起会との団体交渉模様

もしもの備え
 我が家では10歳になる雌のチワワを飼っている。ペットというよりも大切な家族の一員であり、熊本地震の際にも一緒に避難所生活と車中泊を経験した本震から1カ月ほど経過した頃、大好きな散歩にも行きたがらず食欲もない状態となり、地震や転居によるストレスにしている様子がおかしいので、近所の動物病院を受診した。診断の結果は子宮蓄膿症で危険な状態とのことだったので、その晩に摘出手術を行ない十数日間入院した。治療費も高額で思わぬ出費となったが命には代えられず、今では無事回復し家族の中心に戻っていることに一安心している。地震以外にも「もしもの備え」の重要性を感じる経験となった。宣伝ではないがライフアシスト社でペット保険も扱われていることを紹介しておく。
 (河野 泰博)

年休の完全取得に向けて

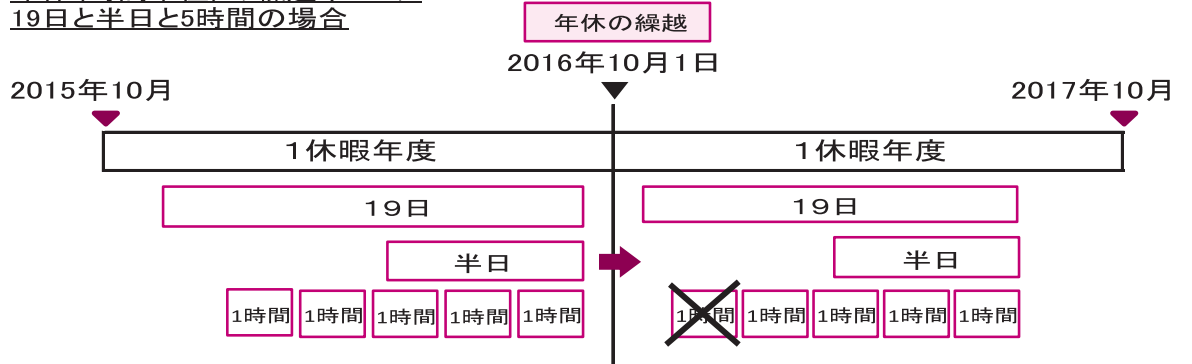
N T T労組は、労働時間適正化に向けて取り組んでおり、その一つとして「年休等の完全取得に向けた取り組み」を行なっています。年休の繰越イメージは以下のとおりです。年休を失効することが無いように、具体的に例を挙げて提示します。

〈年休〉

年休は、勤続年数が増えると最大20日付与されます。年休は付与されてから2年間有効ですが、年休の積立は40日が限度です。したがって20日繰越はできますし、半日年休や時間単位の年休も繰越が可能です。

年休残日数19日と半日と4時間は繰越可能となります。(半日と4時間で1日とみなします。)

年休(時間単位)の繰越イメージ 19日と半日と5時間の場合



〈ライフプラン休暇〉

ライフプラン休暇については、勤続5年ごとに10月1日に5日付与され、繰入日数は最大で40日です。また、年休を1年間で3日を限度にライフプラン休暇に繰り入れることができます。

「育児・介護を行ないやすくするための制度見直し」により、本年9月30日失効年休より1日に満たない年休(時間単位、半日単位)含め、3日を限度にライフプラン休暇に積み立てることが可能となります。失効となる半日単位の年休があった場合には4時間分として取り扱うこととし、失

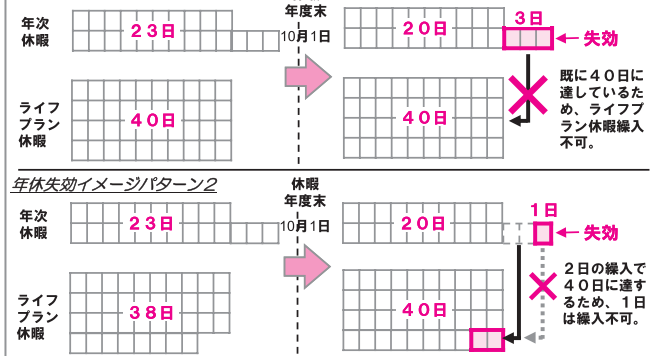
効となる時間単位年休と合算の上、8時間を1日として繰り入れます。

例
年休残が21日と2時間の場合：1日と2時間がライフプラン休暇に繰り入れ可能
年休残が22日と半日と4時間の場合：半日と4時間を1日とみなし、3日をライフプラン休暇に繰り入れ可能

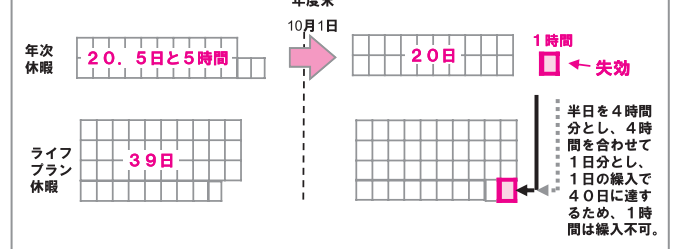
■2016年10月1日に5日繰入となる対象者

| 勤続年数 | 対象となる採用年月日 |
|------|-------------------------|
| 5年 | H22. 10. 2 ~ H23. 10. 1 |
| 10年 | H17. 10. 2 ~ H18. 10. 1 |
| 15年 | H12. 10. 2 ~ H13. 10. 1 |
| 20年 | H 7. 10. 2 ~ H 8. 10. 1 |
| 25年 | H 2. 10. 2 ~ H 3. 10. 1 |
| 30年 | S60. 10. 2 ~ S61. 10. 1 |
| 35年 | S55. 10. 2 ~ S56. 10. 1 |
| 40年 | S50. 10. 2 ~ S51. 10. 1 |

年休失効イメージパターン1



半日・時間単位の失効イメージ



キラ星★九州 初の釣り堀体験!

私の趣味はアウトドアです。今回は、熊本市西区花園にある柿原養鱒場(かきばるようますじょう)で、釣り堀にチャレンジしてきました。ここは昭和37年に誕生し、湧水を利用してマス釣・マス料理、夏には流しそうめんが楽しめる観光スポットです。熊本市の中心地から15分の場所にあり、夏休みということもあって多くの家族連れが訪れ賑わっていました。



左側が佐々さん

今回は、友人3人で初釣り堀を体験!初めての釣り堀ということで、最初のうちは、なかなか釣れず悪戦苦闘。しかし、店員さんに釣り方のコツを教えてもらいながら、1人2匹ずつマスを釣ることができました。1時間半もかかってしまいましたが...(笑)。針にマスがかかって、プルプルと手がたえがあり釣れた時の喜びもあり、いつ釣れるかとワクワクしている時間も楽しかったです。

自分で釣った魚を塩焼き・てんぷらでいただきましたが、苦労して釣った魚料理は格別で、とてもいい思い出になりました。

(九州病院分会 佐々 団香)

N T Tグループ団体傷害保険

「まもるくん」にご加入の皆さん!!

— 返送期間は9月23日までです —

8月に自宅に案内されている「まもるくん」の契約内容を確認されたでしょうか?

変更する内容がある方、解約される方は「加入内容変更依頼書」に記入して返送してください。期日を過ぎると変更が12月以降となります。

同封されています「M

Yセーフティ」加入案内は、同じような傷害保障への見直し検討のために封入しています。

現在「MYセーフティ」に加入されている方も、加入していない方も、ケガに対する保障の額や保障の内容、保障の範囲(対象者)などを検討いただきますようお願いいたします。

「まもるくん」未加入の方にはキャンペーン封筒でMYセーフティを案内します。